

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成十七年五月十二日

山梨県公安委員会規則第十二号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第七条までの規定に基づき、公安委員会等が所管する手続を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(令三公委規則五・令七公委規則六・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 公安委員会若しくはこれに所管される機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- 二 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- 三 電子署名 次に掲げるものをいう。
  - イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
  - ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- 四 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

五 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号及び情報通信技術利用条例第二条第六号に規定する申請等をいう。

六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

（令三公委規則五・令七公委規則七・一部改正）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項又は情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち公安委員会が定めるもの

3 第一項の申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術活用法第六条第一項又は情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信し、及び警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

ない。

- 4 公安委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が、前項に規定する事項を入力し、又は送信する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力し、又は送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力又は送信を要しないこととすることができる。
- 5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第三項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

(令三公委規則五・令七公委規則六・令七公委規則七・一部改正)

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

- 2 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると公安委員会が認める場合は、この限りでない。

(令五公委規則四・追加)

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認

める場合

三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第三条第一項又は第三項の規定による入力又は送信が困難である場合

四 前三号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

（令三公委規則五・追加、令五公委規則四・旧第四条繰下、令七公委規則七・一部改正）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第六条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（令七公委規則七・全改）

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

（令七公委規則七・追加）

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(令三公委規則五・旧第五条繰下、令五公委規則四・旧第六条繰下、令七公委規則七・旧第七条繰下)

(電磁的記録による作成等)

第九条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(令三公委規則五・旧第六条繰下、令五公委規則四・旧第七条繰下、令七公委規則七・旧第八条繰下)

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 情報通信技術活用法第六条第四項又は情報通信技術利用条例第三条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第三条第二項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

2 情報通信技術活用法第七条第四項並びに情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（電子証明書が併せて送信されるものに限る。）その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(令三公委規則五・旧第七条繰下・一部改正、令五公委規則四・旧第八条繰下、令七公委規則七・旧第九条繰下・一部改正)

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十一条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処

理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(令七公委規則七・追加)

(情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等及び措置)

第十二条 情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術利用条例第七条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(令七公委規則六・追加、令七公委規則七・旧第十条繰下)

附 則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（令和三年公委規則第五号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和五年公委規則第四号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年公委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年公委規則第七号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年十二月十五日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第五条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。